

2015年3月26日

意見書

【小規模認可 「公定価格の骨格について」に記載された保育従事者について】

- ・ 平成27年3月に公開された「公定価格の骨格について」P35において、配置基準以外に以下の2職種の配置について記載がありましたが、誤解や無理が多いため以下の明記をお願いいたします。
 - 3月の公開で4月1日までに保育者を採用育成し配置するのは非現実的です。配置までの猶予期間を設けてください。4月1日までに配置できない場合は補助できないと勘違いする自治体もあり困っております。
 - 非常勤保育従事者（3時間）について、配置基準を超えてさらに配置することを求めてくる自治体があります。配置基準を満たしていれば不要であることを明記いただきたいと思います。
 - 以下の2職種は園配属の固定の保育者でなければならないと誤解している自治体があります。そのような定めはない旨周知をお願いいたします。

- ・ 上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配（非常勤職員）
- ・ また、保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配

【病児保育に関して】

- ・ 訪問型病児保育を増やしていくために、現在の事業者補助型とは別に、「利用者補助型（バウチャー型）」を位置づけていくこと。（例：東京都病児保育応援クーポン）利用者補助形式にすることで、補助金の無駄遣いを無くし、かつ事業者同士の切磋琢磨の機会を阻害しません。

以上

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長
（財）日本病児保育協会 理事長
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事
駒崎弘樹